

医療法人北辰会指定居宅介護支援事業所みらいあ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人北辰会が開設する医療法人北辰会 指定居宅介護支援事業所みらいあ (以下「事業所」という。)が行なう指定居宅介護支援の事業 (以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な施設居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なう。

- 2、事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
- 3、事業の実施に当たっては、利用者の意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行なう。
- 4、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人北辰会 指定居宅介護支援事業所 みらいあ
- ② 所在地 蒲郡市栄町9番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- ② 介護支援専門員 4名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し祝祭日及び、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 MDS・HC方式、愛介連版アセスメントシート
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月1回

2、次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満
1回500円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上
1回700円

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、蒲郡市内とする。

（虐待の防止に関する事項）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第9条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年3回

2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北辰会と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年9月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成14年5月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成15年2月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成15年6月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成16年7月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成17年5月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成18年8月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成18年9月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成21年2月3日一部変更し施行する。
- この規程は、平成21年10月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成22年1月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成22年5月24日一部変更し施行する。
- この規程は、平成23年4月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成23年4月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成23年5月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成23年7月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成25年1月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成25年4月15日一部変更し施行する。
- この規程は、平成25年8月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成25年9月24日一部変更し施行する。
- この規程は、平成26年3月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成26年5月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成26年7月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成27年1月21日一部変更し施行する。
- この規程は、平成28年7月16日一部変更し施行する。
- この規程は、平成29年1月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成29年3月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成29年4月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成29年11月1日一部変更し施行する。
- この規程は、平成31年4月1日一部変更し施行する。
- この規程は、令和1年7月16日一部変更し施行する。
- この規程は、令和1年8月1日一部変更し施行する。

この規程は、令和1年10月1日一部変更し施行する。

この規程は、令和2年4月16日一部変更し施行する。

この規程は、令和2年5月14日一部変更し施行する。

この規程は、令和3年6月22日一部変更し施行する。

この規程は、令和4年2月16日一部変更し施行する。

この規程は、令和5年8月1日一部変更し施行する。